

令和6年度

整備管理者選任後研修

- 携帯電話はマナーモードに設定の上、会場内での通話をご遠慮ください。

京都運輸支局 検査整備保安部門

交通事故による死者、負傷者数等の推移

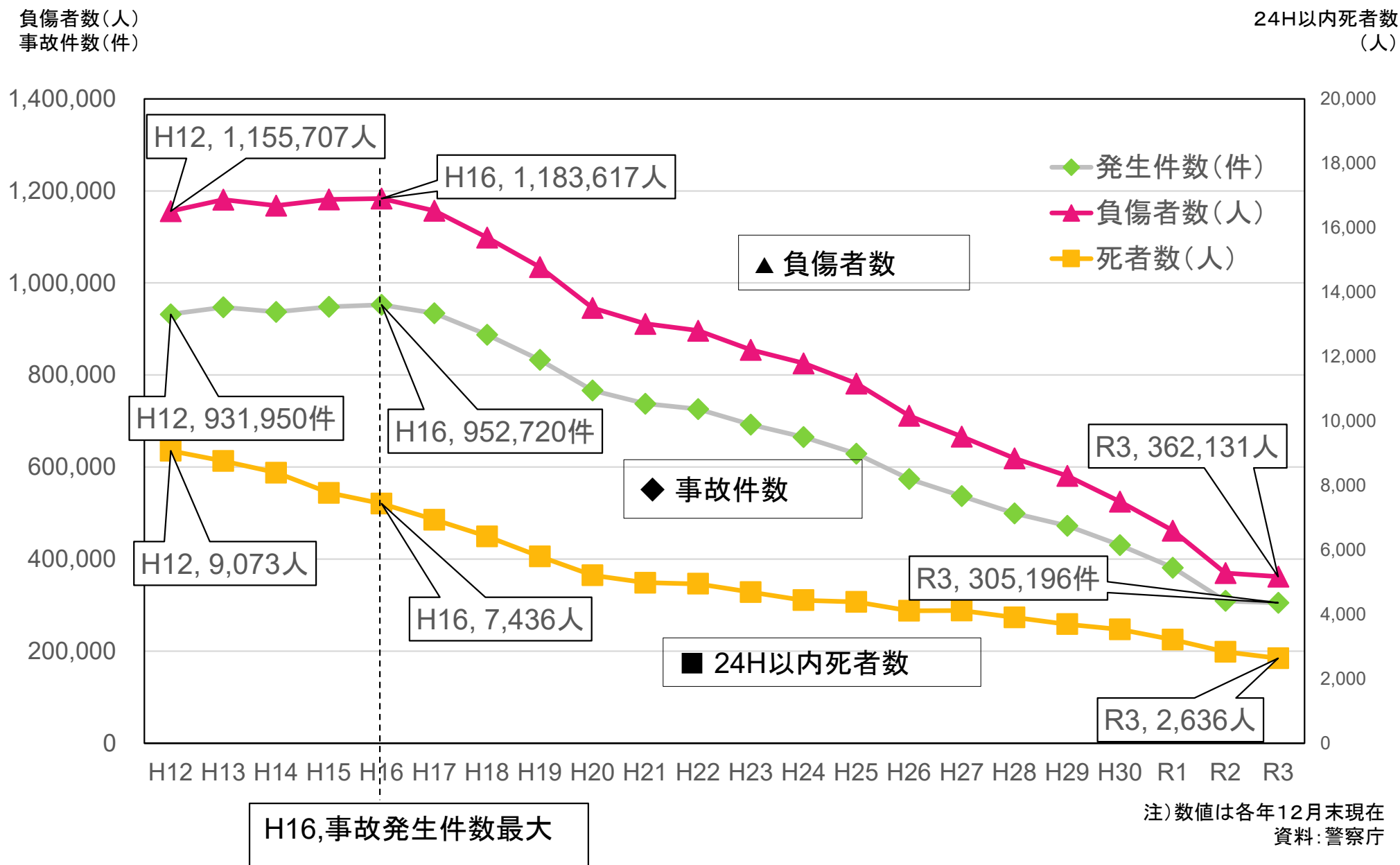


図1. 2 交通事故による死者、負傷者数等の推移

全国の事業用自動車の車両故障の車齢別発生状況 (令和2年)

発生件数(件)

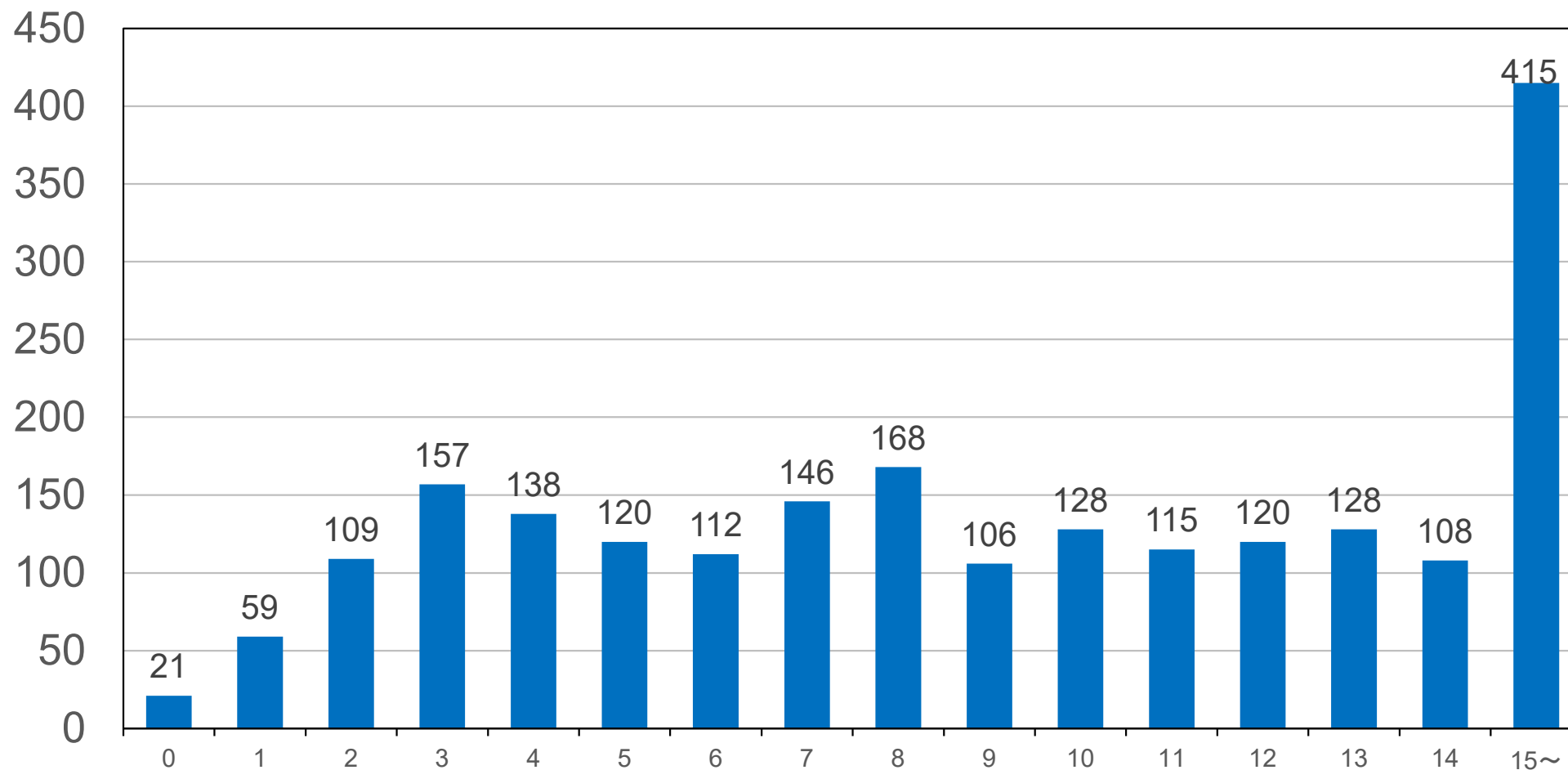


図2.3 事業用自動車の車齢別発生状況(令和2年)

車齢(年)

全国の事業用自動車の車両故障の車齢別発生状況 トラック (令和2年)

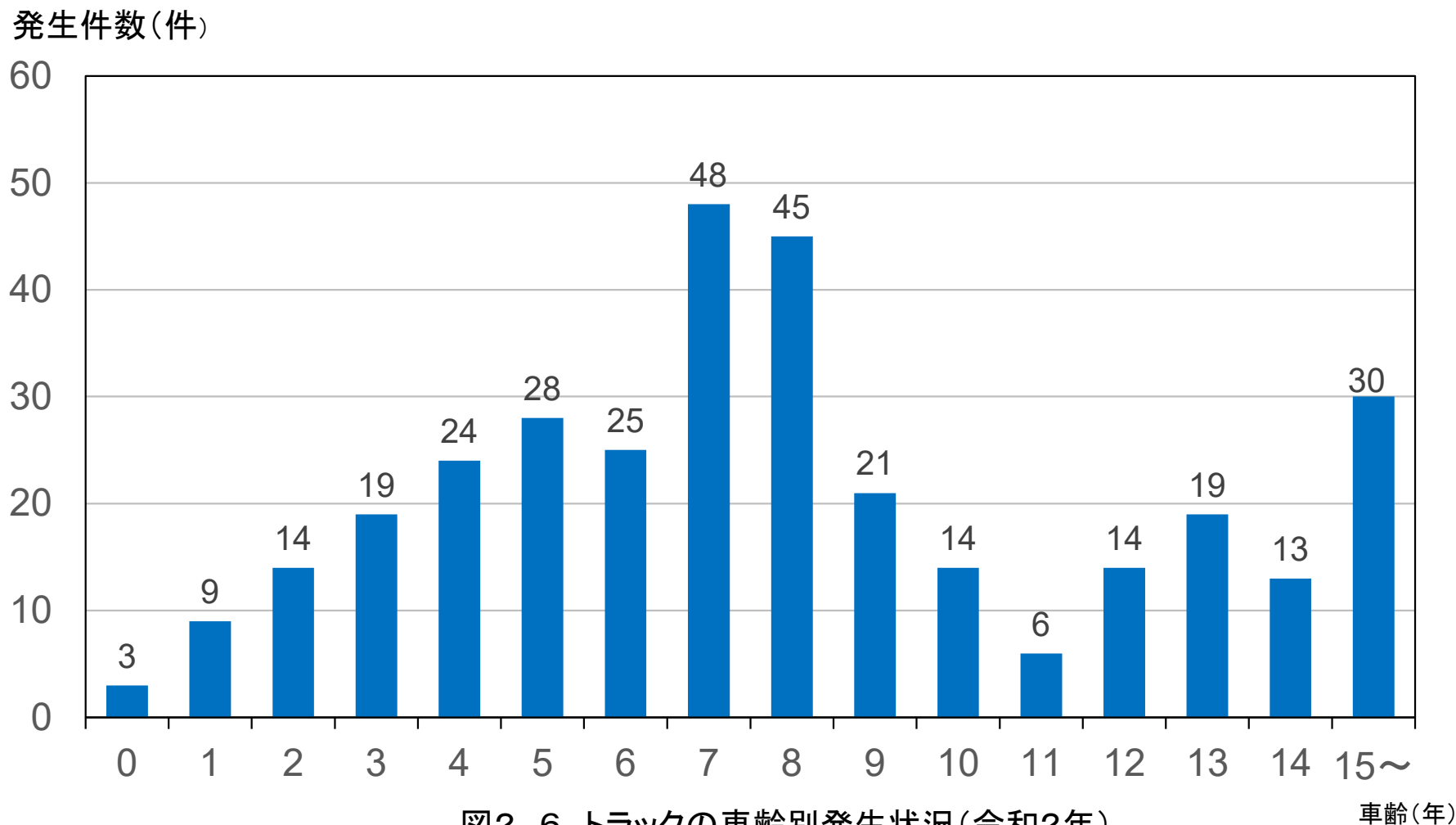


図2.6 トラックの車齢別発生状況(令和2年)

故障箇所の状況（令和2年）

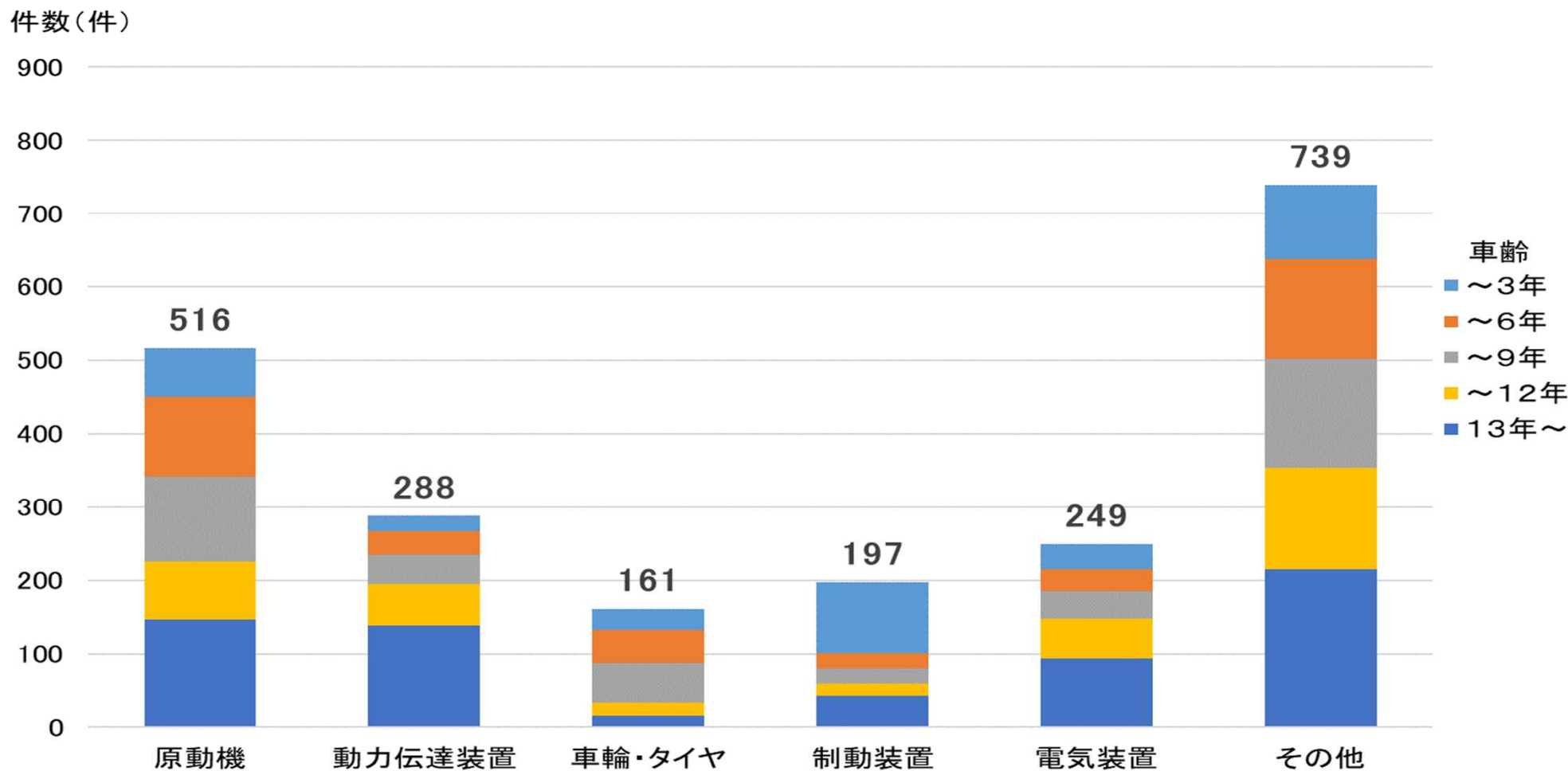


図2.7 故障箇所の状況（令和2年）

車齢別の故障箇所の状況（令和2年）

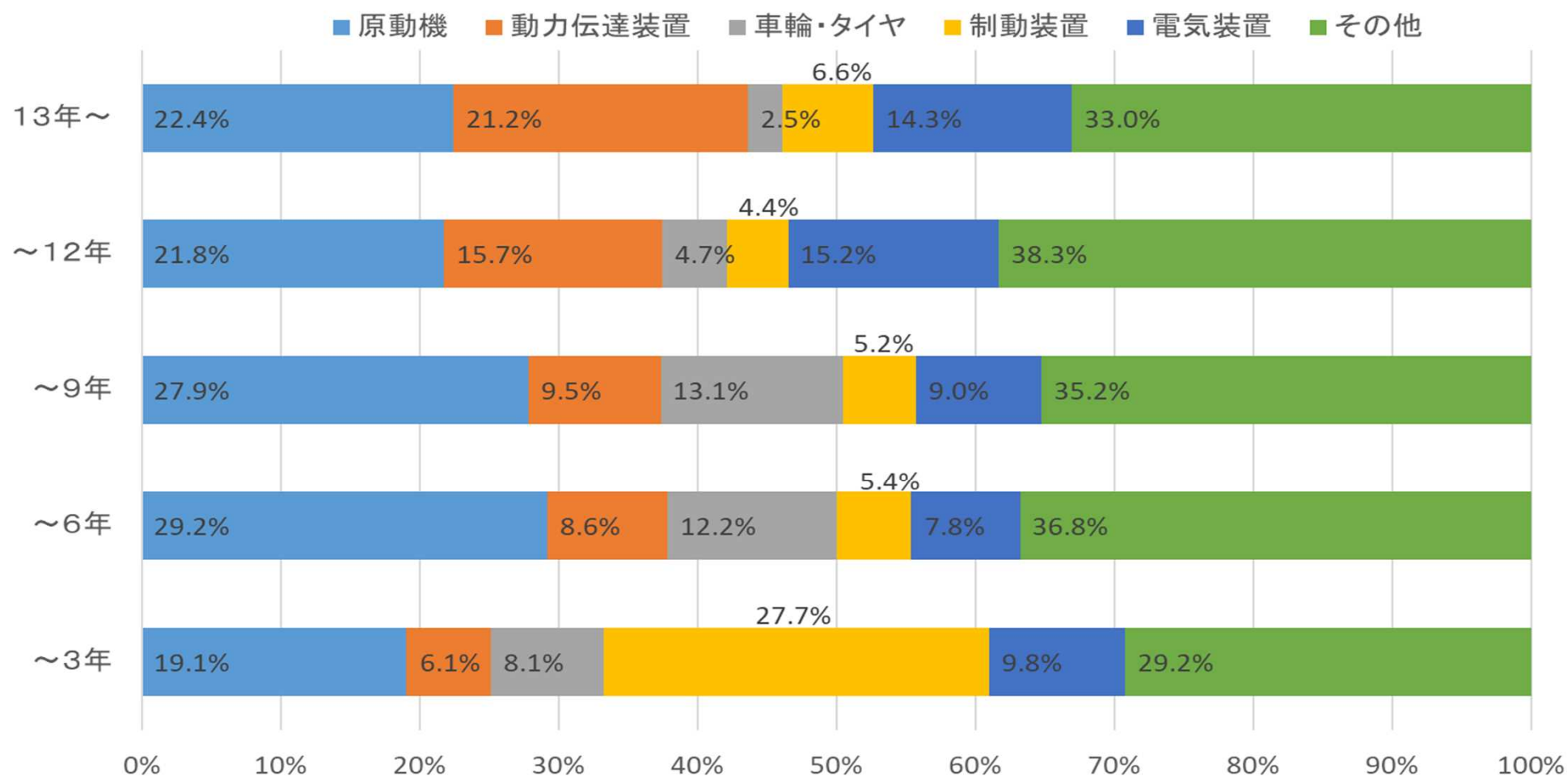
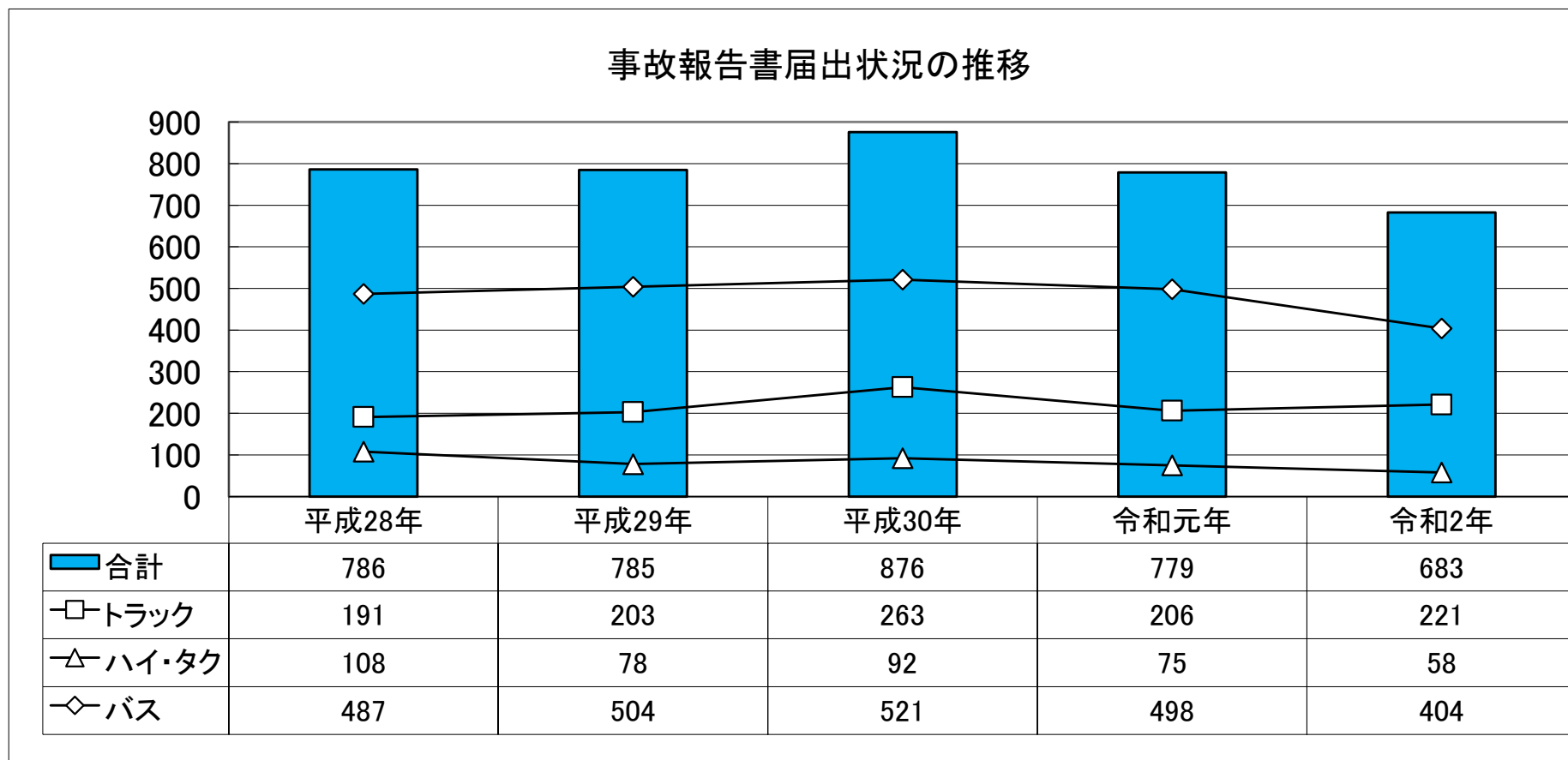


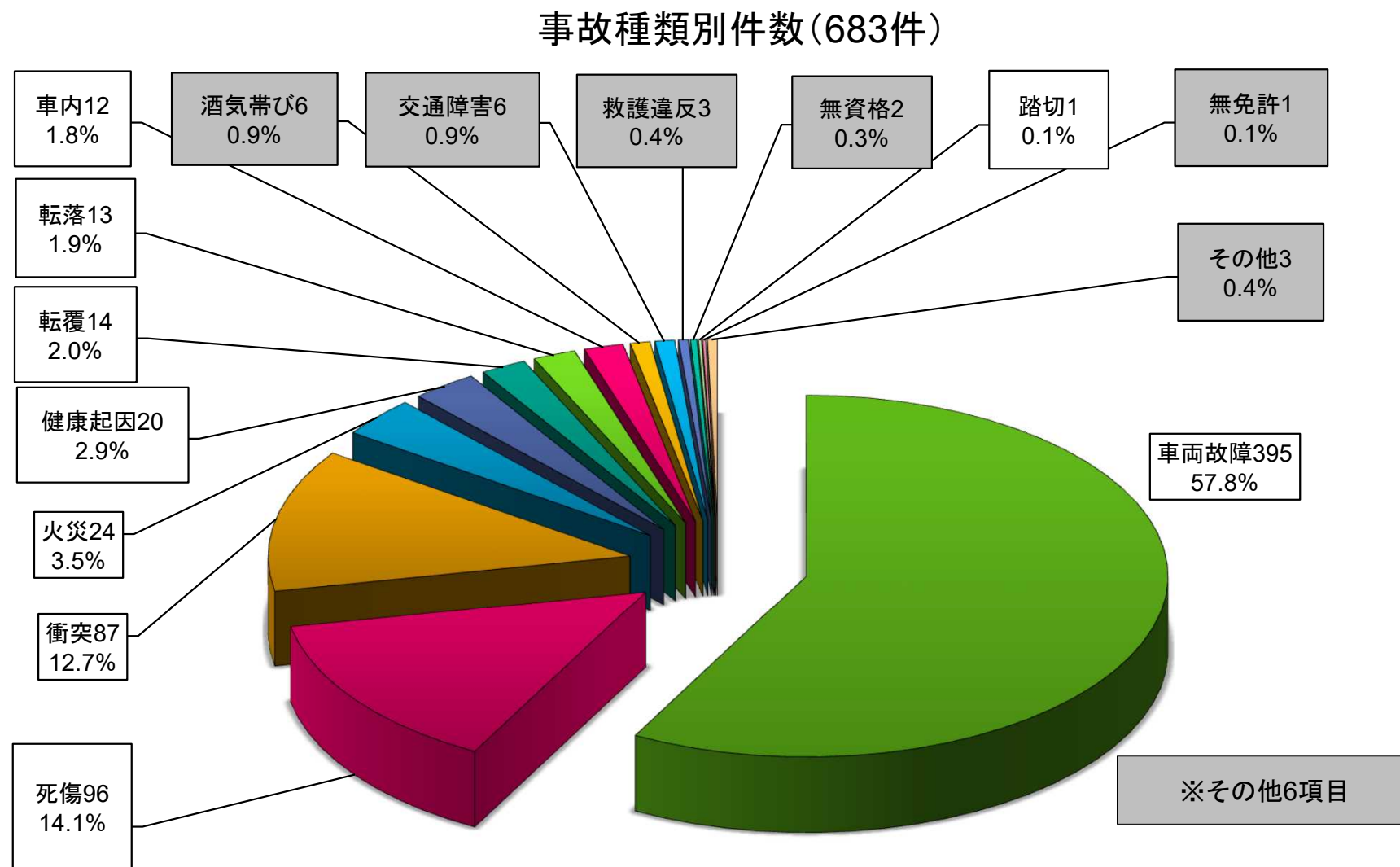
図2. 8 車齢別の故障箇所の状況（令和2年）

近畿運輸局管内の事業用自動車の事故概要



平成30年より全体的に減少している

近畿運輸局管内の事業用自動車の種類別届出件数 (683件)



資料: 令和2年度中の事業用自動車の交通事故等の概況(近畿運輸局)



関越自動車道の立ち往生発生状況
令和2年12月18日(金)

冬用タイヤの安全性を確認することが
ルール化されました。

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用
について」の一部改正

- ・整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度よりもすり減っていないことを確認しなければなりません。
- ・運行管理者は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に上記事項が確認されていることを確認しなければなりません。

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（令和3年1月26日施行）

（整備管理者）

第3条の2 点検整備

1. (1)②

シビアコンディション（雪道（冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検・整備を含む。）、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等）の対応で、このうち、冬用タイヤの点検・整備は、日常点検と合わせて点検するなど、雪道上の輸送の安全を確保する必要がある。

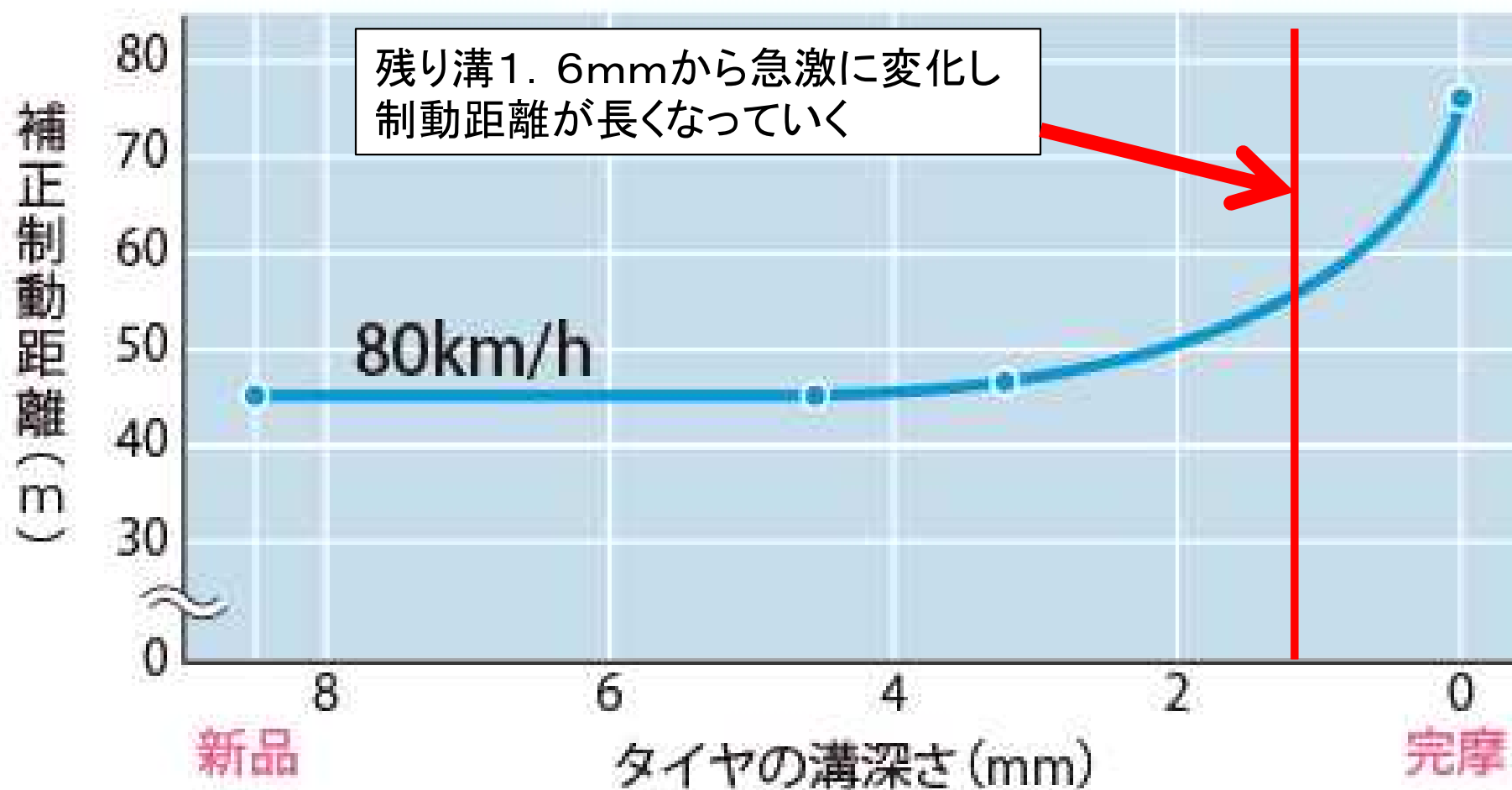
国内メーカー等の冬用タイヤでは、使用限度の目安として、溝の深さが新品時の50%まですり減った際にプラットホームが溝部分の表面に現れます。



タイヤの摩耗限度は1.6mmです(保安基準)。



● 溝の深さと制動距離



タイヤの適正使用について

タイヤの空気圧

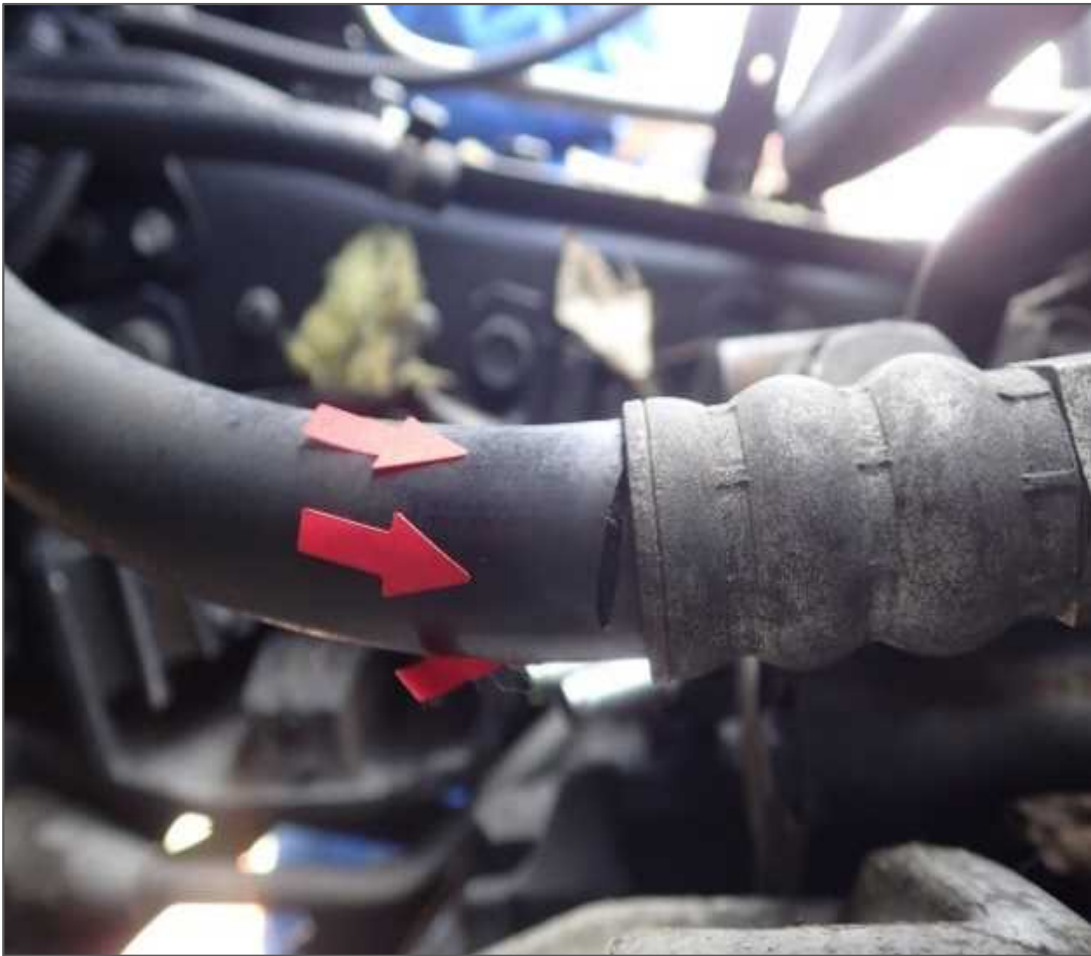
- タイヤの空気圧は、走行前の冷えている時にエアゲージで点検し自動車メーカーの指定空気圧に調整して下さい。
- 自然漏洩により空気圧は低下するので、点検時(最低1ヶ月に1度)に自動車メーカーの指定空気圧に調整して下さい。
- 走行によって空気圧が上昇しても空気を抜かないで下さい。
- 複輪タイヤの空気圧は同一に調整して下さい。
- スペアタイヤの空気圧も最低1ヶ月に1度は点検し、自動車メーカーの指定空気圧に調整して下さい。

タイヤ空気圧 (kPa/kg/cm ²)		
タイヤサイズ	前輪	後輪
195/65R15 91S	220	200
215/45ZR17	{2.2}	{2.0}
応急用タイヤ		
T125/70D17 98M	420 {4.2}	
21140	H1	



令和元年9月、大型貨物自動車が下り坂を走行中、制動不能状態に陥って暴走し、自動車7台に次々と衝突し、歩行者1人を巻き込み川に転落しました。この事故で当該大型貨物自動車の運転手が死亡し、衝突された車に乗っていた7人と歩行者1人の計8人が重軽傷を負った。





(図.2) 事故車両のエアチャージホースの亀裂
資料提供：兵庫県警



(図.3) 6年間使用したエアチャージホースの内部
資料提供：兵庫県警



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和3年3月31日
自動車局整備課

大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて

～ ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入 ～

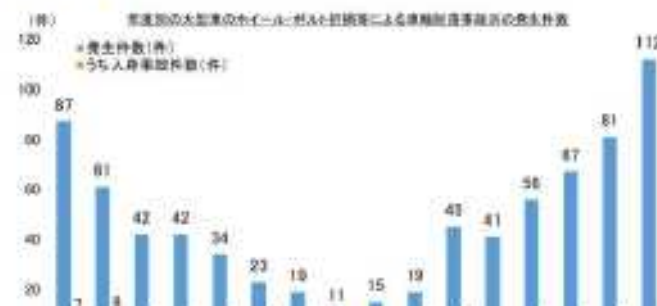
近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した新たな点検の実施の方法等を導入します。

1. 改正の概要

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、自動車の点検及び整備の実施方法を自動車使用者が容易に理解できるように定めた「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成19年国土交通省告示第317号）を改正し、ホイールナットマーカ等を活用した新たな点検方法や車齢4年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることを踏まえ、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等を規定します。

<大型車の車輪脱落事故件数>

- ・令和元年度の事故件数は過去最大
- ・詳細は令和2年10月30日のプレスリリース参照 (https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html)



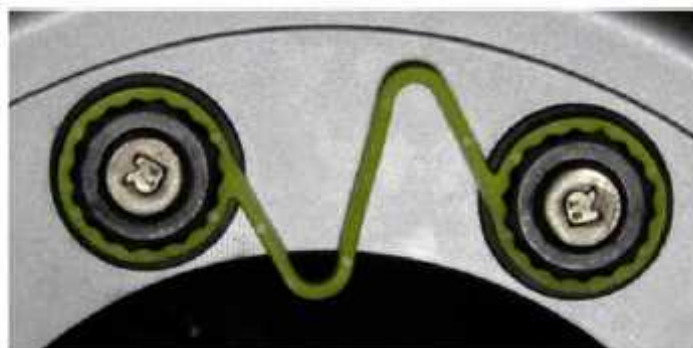
自動車の点検及び整備に関する手引きの改正概要

① 日常点検の実施の方法

・ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した目視によるホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みの点検の明確化



ホイール・ナットへのマーキング例



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

ホイールナットマーカーの装着例

(ホイール・ナット回転指示インジケーター (ISO方式) 装着の場合)

② 定期点検(3ヶ月ごと)の実施の方法

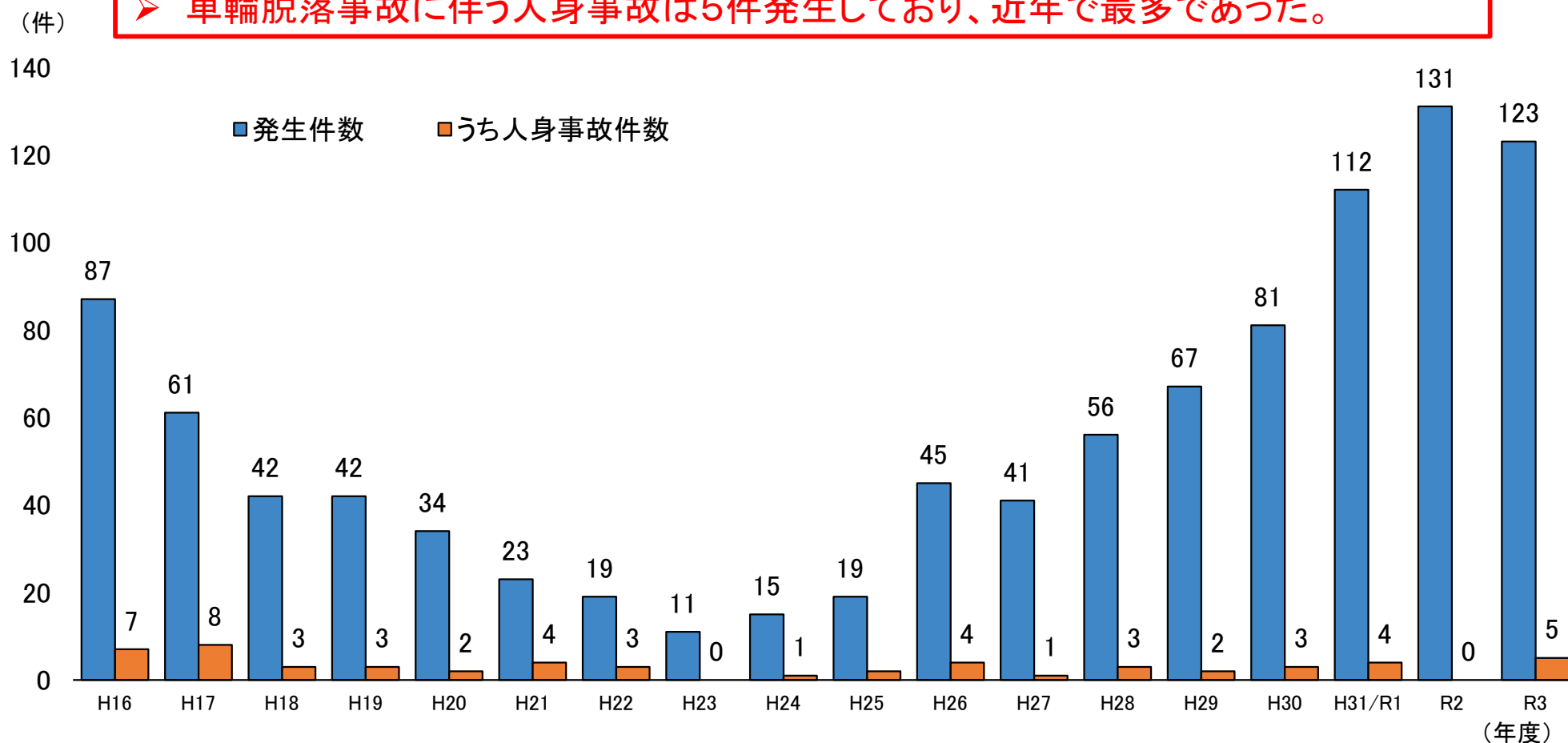
- ・新品から4年を経過したホイール・ボルト及びホイール・ナットを入念に点検することを交換の目安として明記

③ 整備の実施の方法

- ・タイヤ交換手順の明確化
- ・タイヤ交換後の増し締めの実施手順の明確化

年度別の大型車の車輪脱落事故の発生件数

- 大型車の車輪脱落事故の発生件数は、ここ数年増加傾向だったが、令和3年度の車輪脱落事故発生件数は123件であり、令和2年度の131件より8件減少した。
- 車輪脱落事故に伴う人身事故は5件発生しており、近年で最多であった。



※1 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

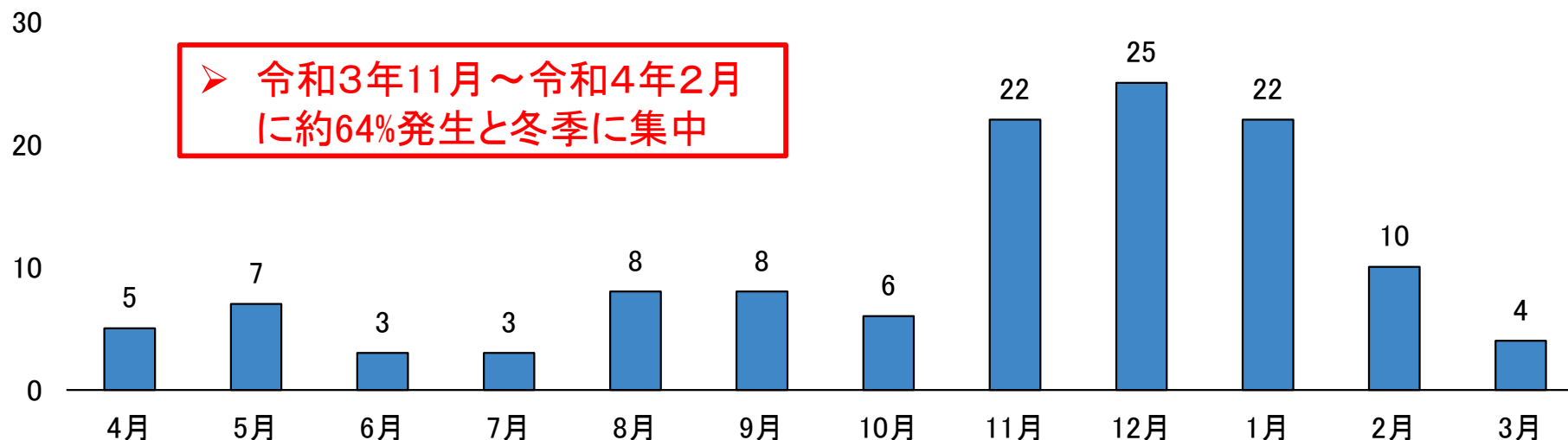
※2 大型車の内、乗車定員30人以上の自動車の件数(H27年度:3件、H28年度:1件、H29年度:1件、H30年度:3件、H31/R1年度:1件、R2年度:0件、R3年度:2件)

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

(件)

n=123

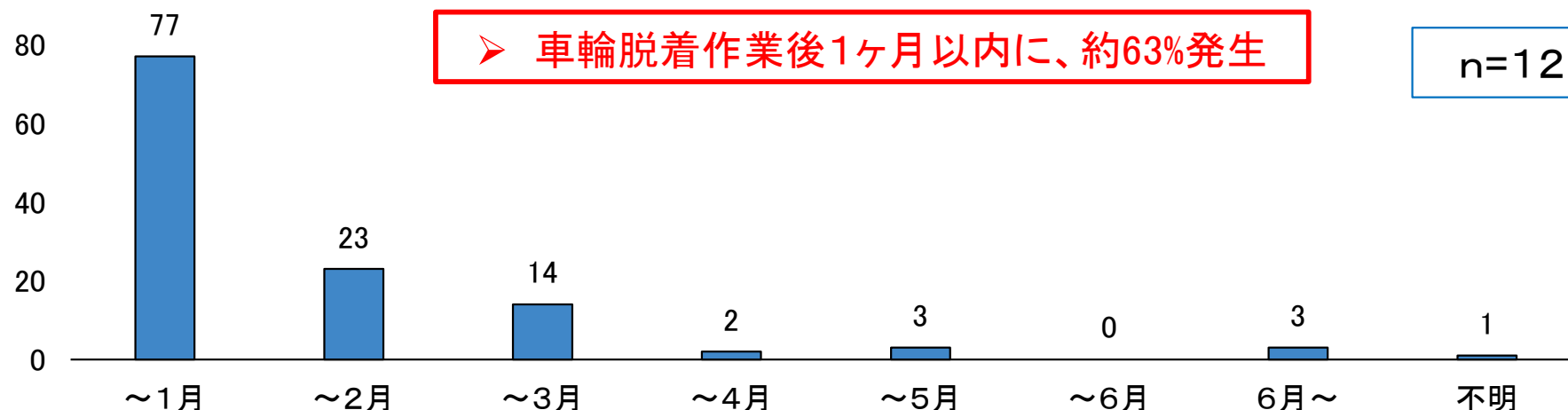
車輪脱落事故の月別発生件数(令和3年度)



➤ 令和3年11月～令和4年2月に約64%発生と冬季に集中

(件)

車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間別発生件数(令和3年度)



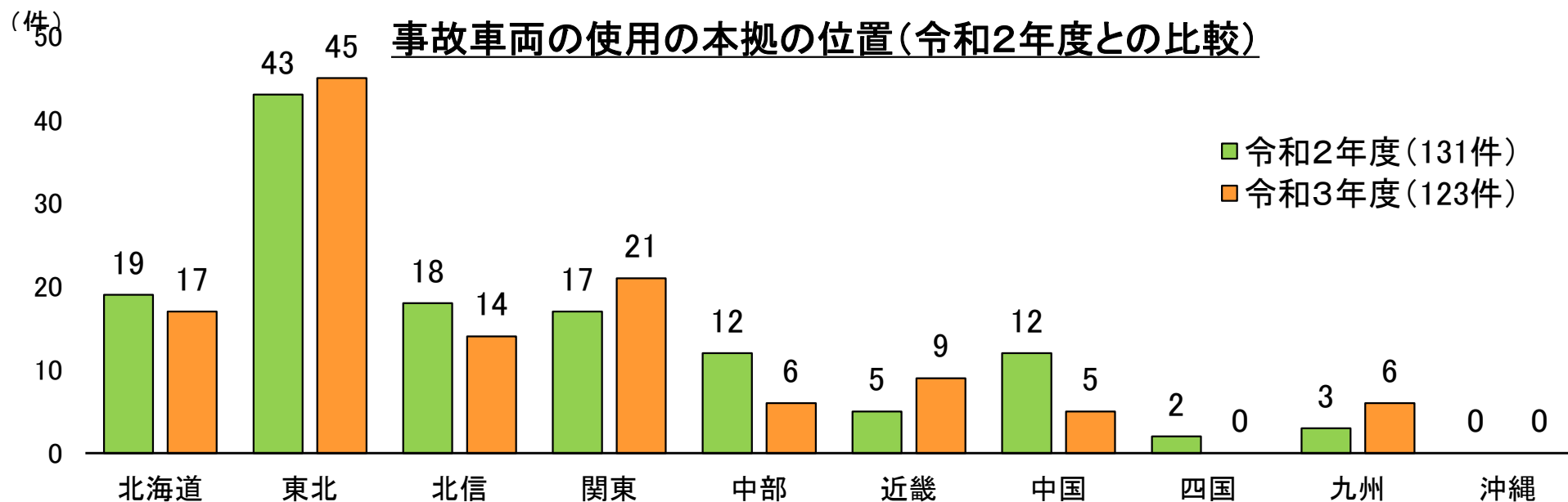
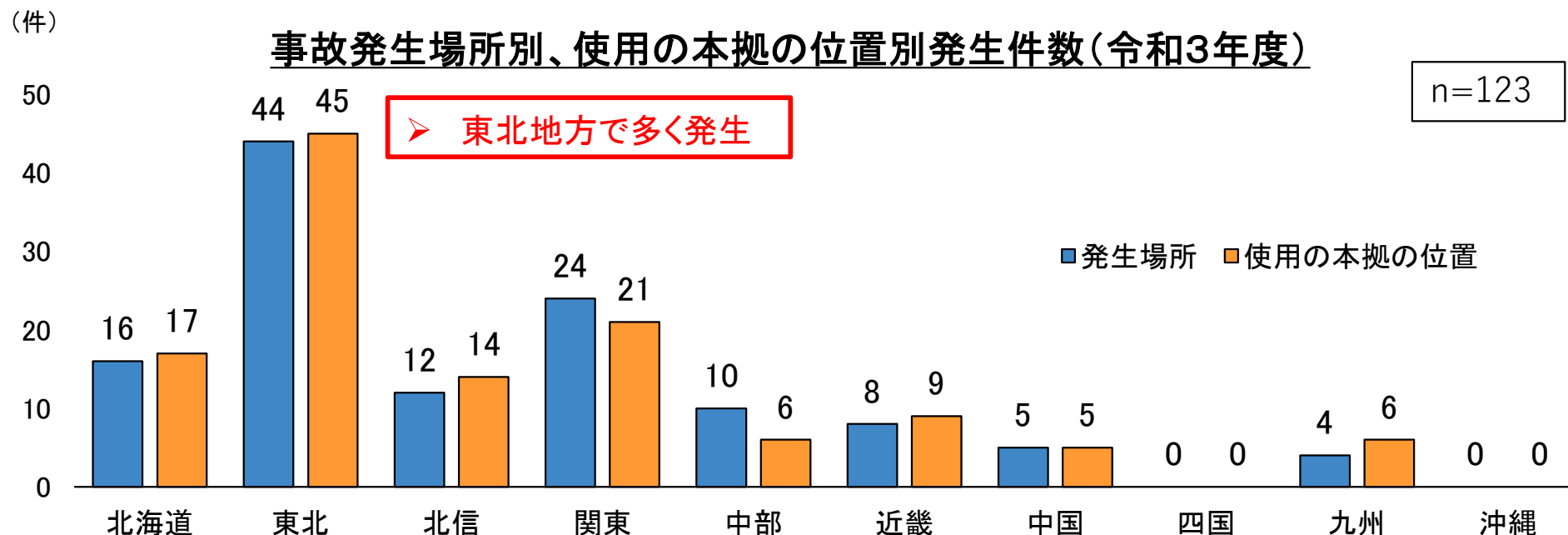
➤ 車輪脱着作業後1ヶ月以内に、約63%発生

n=123

※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

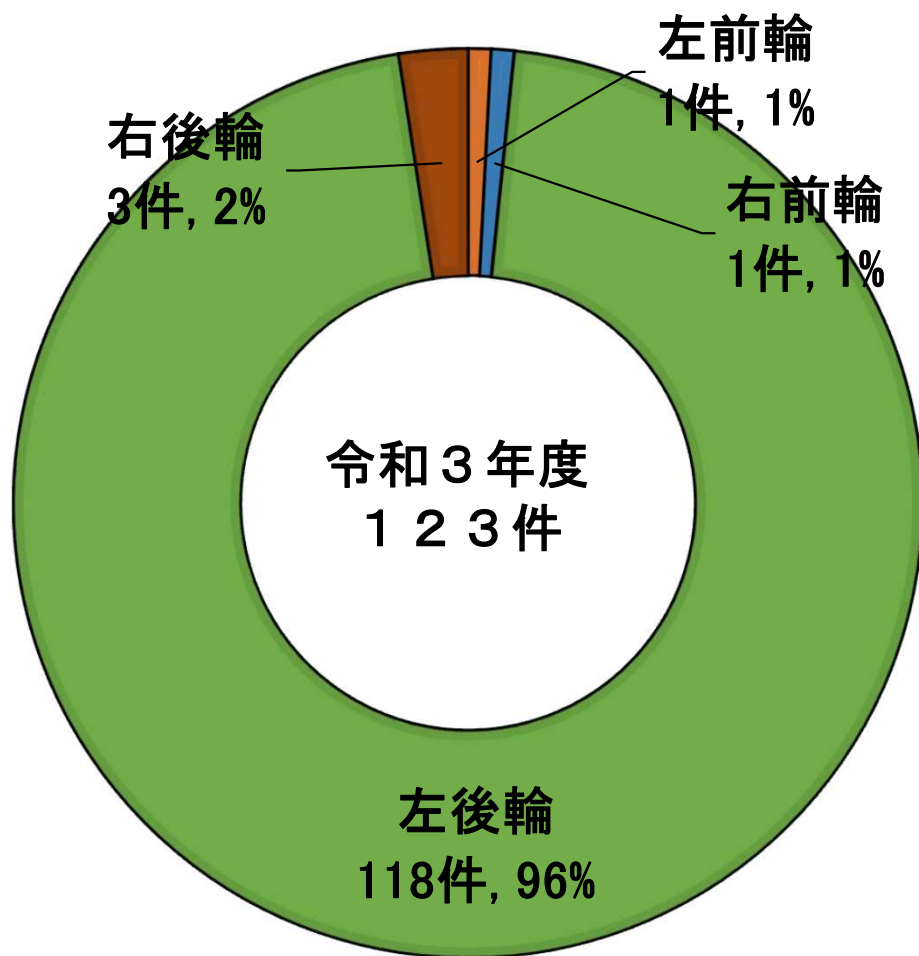
車輪脱落事故発生状況(令和3年度)



※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であつて、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

事故発生車両の車輪脱落箇所(令和3年度)



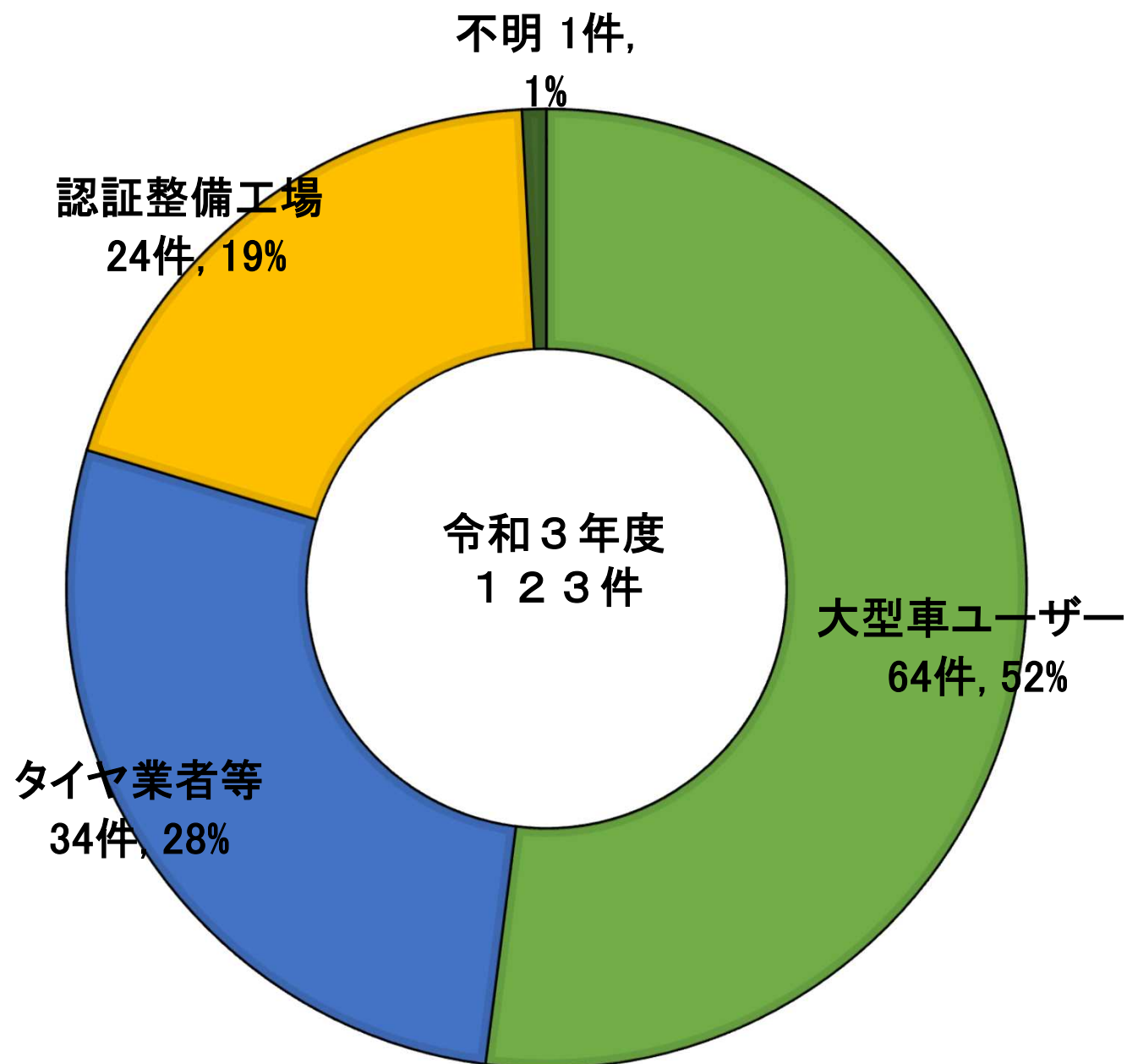
左後輪タイヤの脱落が高いことの推定原因

- 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
- 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
- 道路は中心部が高く作られている場合が多いことから、車両が左(路肩側)に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。

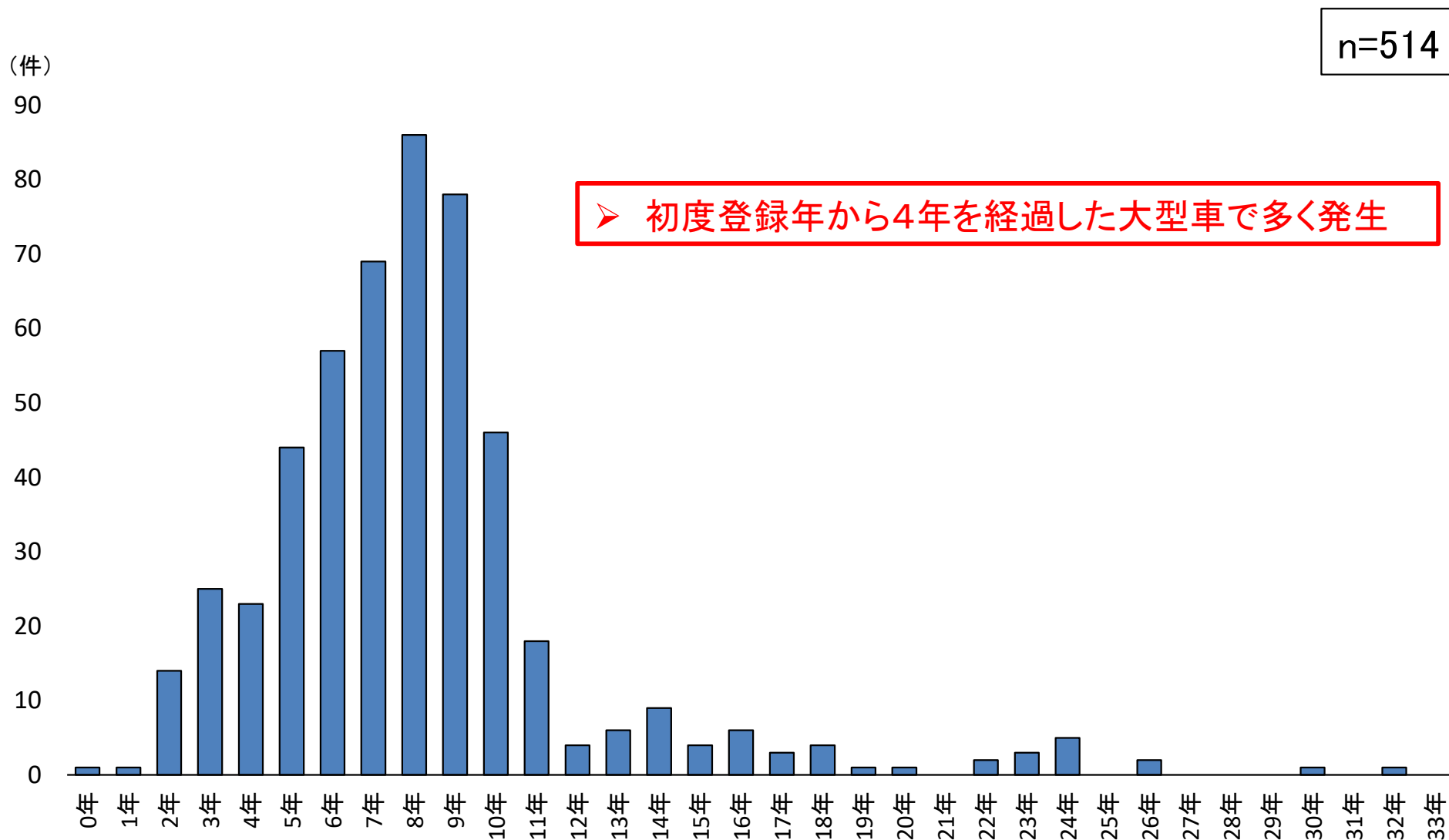
前輪タイヤの脱落が少ないことの推定原因

- 前輪は、ホイール・ボルトゆるみ等の異常が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気づきやすい。

タイヤ脱着作業実施者別(令和3年度)



車歴別の車輪脱落事故の発生件数(平成29年度～令和3年度)

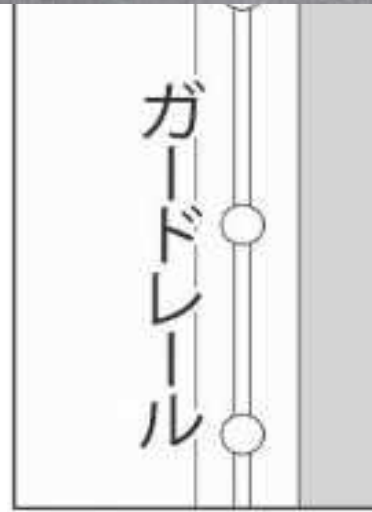


※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

防ぐためには・・・

- ① 規定トルクでの確実な締め付け
- ② タイヤ交換後、
50～100km走行後の増し締め
- ③ 日常点検での確実な確認
- ④ 専用ボルト及びナットの使用



平成30年10月1日から施行

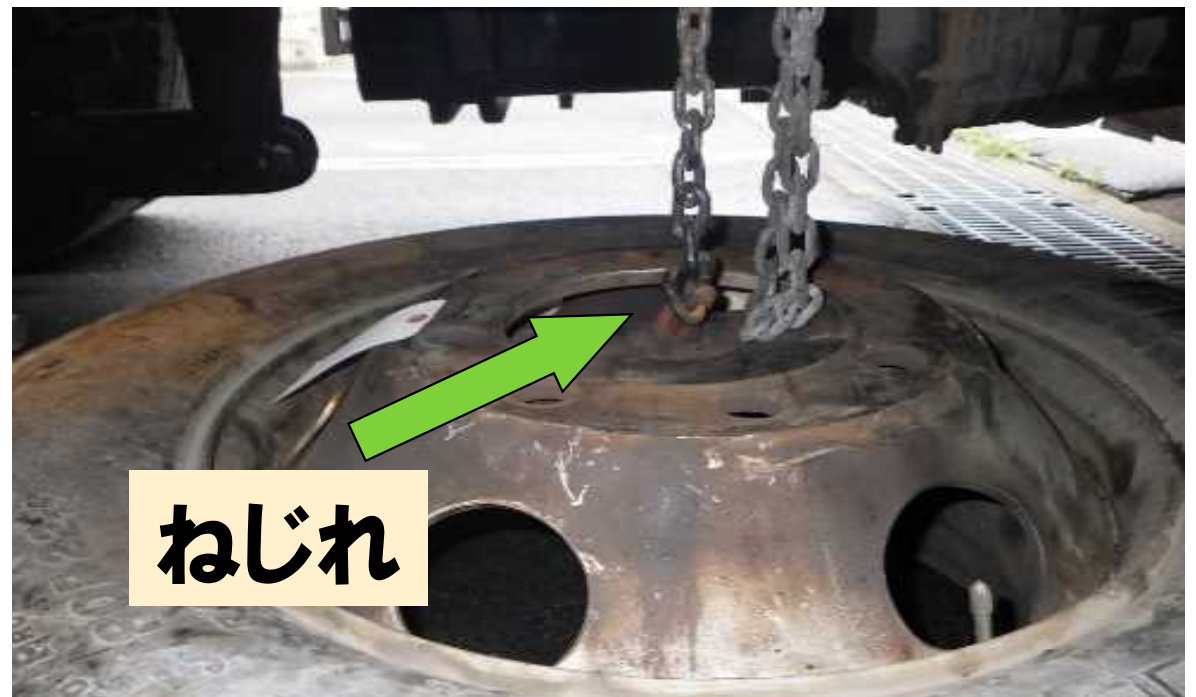
義務づけ

3ヶ月ごとに行う点検項目が **追加**されています

1. スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
2. スペアタイヤの取付状態
3. ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

〔対象自動車〕

車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の大型自動車



ツールボックスの事例 ①









国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



Press Release

令和5年9月29日
自動車局整備課

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

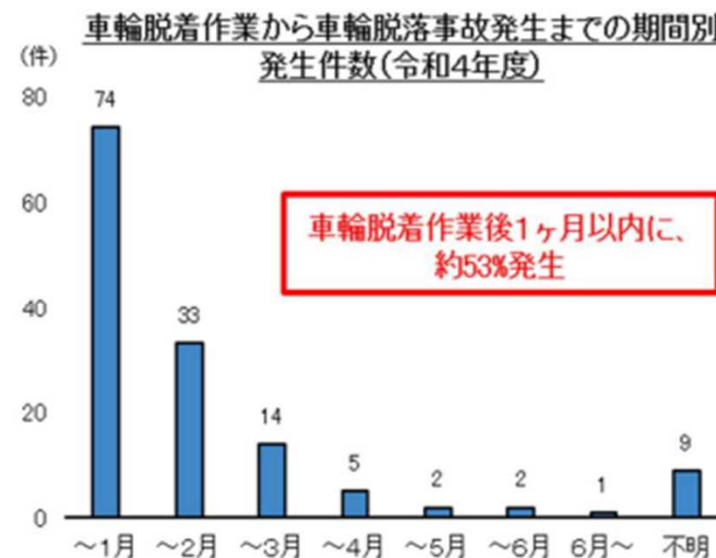
大型車の車輪脱落事故の発生件数は、近年増加傾向にあり、国土交通省においては、令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同12月に中間とりまとめを策定したところです。

本中間とりまとめにおいては、タイヤ脱着作業時のワッシャー付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、ホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等が、事故の主な原因として報告されています。

こうした状況を踏まえ、10月から来年2月にかけて、「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【主な取組】

- 大型車の使用者、運転者及び整備業者等に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図る。
- 例年車輪脱落事故は冬用タイヤへの交換など車輪脱着作業から1～2ヶ月後が大半を占めており、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中したことにより、不適切な脱着作業が行われていたこともあることから、通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、余裕を持って正しい脱着作業を行えるべく、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進する。



また、更なる車輪脱落事故防止対策として、10月1日より、自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分を導入することとします。

- 車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者に対する車両の使用停止（初違反 20日車、再違反 40日車）
- 一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者等に対し整備管理者の解任命令

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

<添付資料>

- 別紙1：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発ポスター及びチラシ
- 別紙2：令和4年度大型車の車輪脱落事故発生状況

<問い合わせ先>

自動車局整備課 杉本、坂本
代表：03-5253-8111（内線：42412）
直通：03-5253-8599

車輪脱落事故防止キャンペーンの取組状況

各県トラック協会や整備振興会等の関係団体と運輸局等が連携して、運輸局独自作成チラシを活用した大型車ユーザーへの周知・啓発や、トラックステーション等においてホイール・ナットの緩みの点検を実施

- ▶ 街頭検査等におけるナット緩みの確認
近畿運輸局等による確認



- ▶ チラシ等による確実な作業実施の依頼
東北運輸局による各県チラシ作成



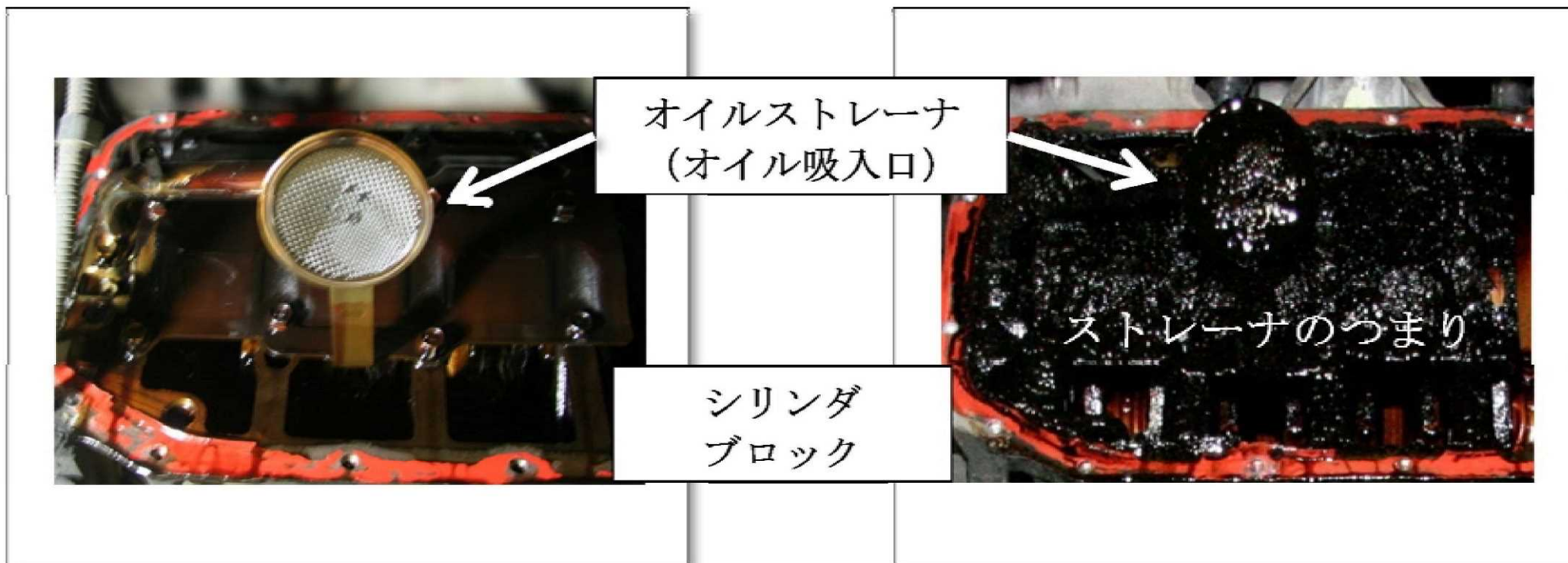
- ▶ 車輪脱落事故原因調査
中国運輸局等による調査



- ▶ 高速道路SAにおける周知・啓発
中部運輸局と岐阜県警との連携



エンジンから発生する車両火災は、
エンジンオイルの劣化が多いと考えられる。



定期的におイル交換を行っていた車両
(車齡15年、走行距離11万km)

オイル交換を怠っていた車両
(車齡9年、走行距離11万km)

(参考) エンジンオイルの日常点検方法



エンジンオイルの量と汚れを日常点検によりチェックすること



エンジンオイルは、一定の期間又は一定の走行距離ごとに交換すること

ブレーキ関連部品劣化により
ブレーキ引きずり火災が増えています。





PCVのラバーバルブの劣化



エア漏れしているブレーキチャンバー

原因

- 駐車ブレーキ解除忘れ。
- バルブゴム部品の劣化。
- ブレーキチャンバーの劣化

定期交換部品（推奨例）
エアバルブのゴム部品：2年
毎
チャンバー：3年毎

■ディーゼルトラックのドライバーの皆さんへ

DPF(黒煙除去フィルタ)など 後処理装置付き車の正しい使用のお願い

— クリーンな大気環境のためにお願いします —

はじめに

最近のディーゼルトラックは、排出ガス規制に対応するためDPF^{※1}や尿素SCRなどの排出ガス後処理装置を多く採用しています。これらの装置は適正に使用しないと、エンジン停止などの原因となります。下記の点について正しいご理解をお願いします。

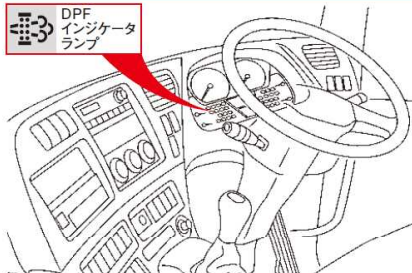
※1:DPFの各社の呼称:いすゞ:DPD、日野:DPR、三菱ふそう:DPF、UD:UDPC

適切な使用に関するお願い

DPFや尿素SCRなどの後処理装置は、正しい使用方法をご理解いただき、各社が規定する適切なメンテナンスを行っていただくことが重要です。

各社で装置の名称、表示の色・方法、取扱い方法などが異なりますので、
詳細については、**必ずご使用のお車の取扱説明書をご確認ください。**

DPFについて



■DPFの取扱いについて

PM(すす)が溜まると、自動的にPMを燃焼させることでフィルタの性能を保持します。(この時インジケータランプが点灯してドライバーに知らせる車両もあります。)

走行条件によって自動再生では再生が完了しない場合があります。その場合には、インジケータランプが点滅して、手動での再生をドライバーに促します。フィルタの再生を行ってください。

◇運行中の手動再生作業を避けるには、運行終了時に車庫に戻った際に定期的にインジケータで堆積状態を確認し、場合により手動再生を行うこともひとつの方法です。

■インジケータランプが点滅したら

DPFの手動再生が必要です

ランプ点滅時、一定時間内に手動再生を行えば良い場合や、速やかに手動再生を行わなければならない場合がありますので、**必ずご使用のお車の取扱説明書をご確認ください。**

■DPFに関するQ&A

Q.手動再生はどのくらいの頻度で行う必要がありますか?時間はどのくらいかかるのですか?

A.手動再生の頻度や再生に要する時間は、ご使用のお車の年式や車種、使用条件、整備状態などにより異なります。特に頻度は、同じ車両であっても使用の仕方により変わるものなので、一律に提示することは出来ません。ご使用のお車で不明な点やご心配な点等ありましたら、お車の取扱説明書をご確認いただくか、もしくは購入された販売会社にご相談ください。

■DPFにはエンジンオイルの燃えカス(アッシュ:灰分)が堆積しますので、**定期的な点検・清掃**が必要です。

■エンジンオイルの補充または交換には、必ず「**メーカー指定のオイル**」を使用してください。
DPF付車のエンジンオイルには、**低アッシュ(灰分)「DH2(VDS-4)規格」オイルが指定または推奨されています。**
「**DH2(VDS-4)**」以外のエンジンオイルを使用すると、DPFへのアッシュの堆積が早まり、**目詰まりが起きやすくなります。**

尿素SCR(選択還元触媒)について

尿素SCRには、メーカー指定の尿素水を使用してください。

メーカー指定の尿素水を補給しなかったり、適正でない尿素水を使用した場合には、ウォーニングランプの点灯や尿素添加装置の故障、最悪の場合には車両走行不能に陥ります。

■尿素SCR触媒の取扱いについて

●メーカー指定の尿素水は、NOx(窒素酸化物)低減のための触媒添加剤です。尿素水タンクが空の状態では走行できません。排出ガスが悪化するだけでなく、エンジンの再始動が出来なくなります。残量が少なくなったり、残量ウォーニングランプが点灯した場合は早めに補給してください。

●尿素水タンクにメーカー指定の尿素水以外の尿素水等を補給した場合、NOx浄化率の低下やフィルタの詰まり、低温時における凍結によるウォーニングランプの点灯など不具合が発生する可能性があります。メーカー指定の尿素水をご使用ください。

■尿素水に関するウォーニングランプ



■残量ウォーニング

尿素水残量が少なくなると点灯します。早目に補給してください。



■品質識別ウォーニング

指定の尿素水以外の液体を補給したとき点灯します。取扱説明書をご確認ください。



■添加システムウォーニング

尿素水添加システムに異常が発生すると点灯します。ただちに整備工場に連絡してください。

低硫黄軽油の使用について

排出ガス後処理装置付き車には、必ず低硫黄軽油を使用してください。

●2007年以降、自動車排出ガス規制の強化に伴い「自動車燃料品質の規制値」も強化され、軽油に含まれる硫黄分が10ppm以下の**低硫黄軽油**となりました。DPFや尿素SCRなどの排出ガス後処理装置の性能を維持するためには、必ず低硫黄軽油を使用してください。**それ以外の燃料を使用すると、排出ガス後処理装置の故障やエンジン停止などの原因になります。**

お問い合わせ先

ご不明な点等につきましては、各社最寄りの販売会社または下記へお問い合わせください。

いすゞ自動車(株) お客様相談センター

☎ 0120-119-113

日野自動車(株) お客様相談窓口

☎ 0120-106-558

三菱ふそうトラック・バス(株) お客様相談センター

☎ 0120-324-230

UDトラックス(株) お客様相談室

☎ 0120-67-2301

DPF

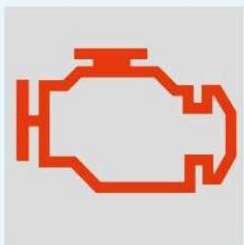


インジケータランプが点滅したら

DPFの手動再生が必要です

ランプ点滅時、一定時間内に手動再生を行えば良い場合や、速やかに手動再生を行わなければならない場合があるので、**必ずご使用のお車の取扱説明書をご確認ください。**

DPF



インジケータランプが点灯したら



ただちに整備工場に連絡してください

インジケータランプが表示されたまま使用すると、大幅な出力低下やエンジン自動停止が起こります。

尿素SCR

■尿素水に関するウォーニングランプ



■残量ウォーニング

尿素水残量が少なくなると点灯します。早目に補給してください。



■品質識別ウォーニング

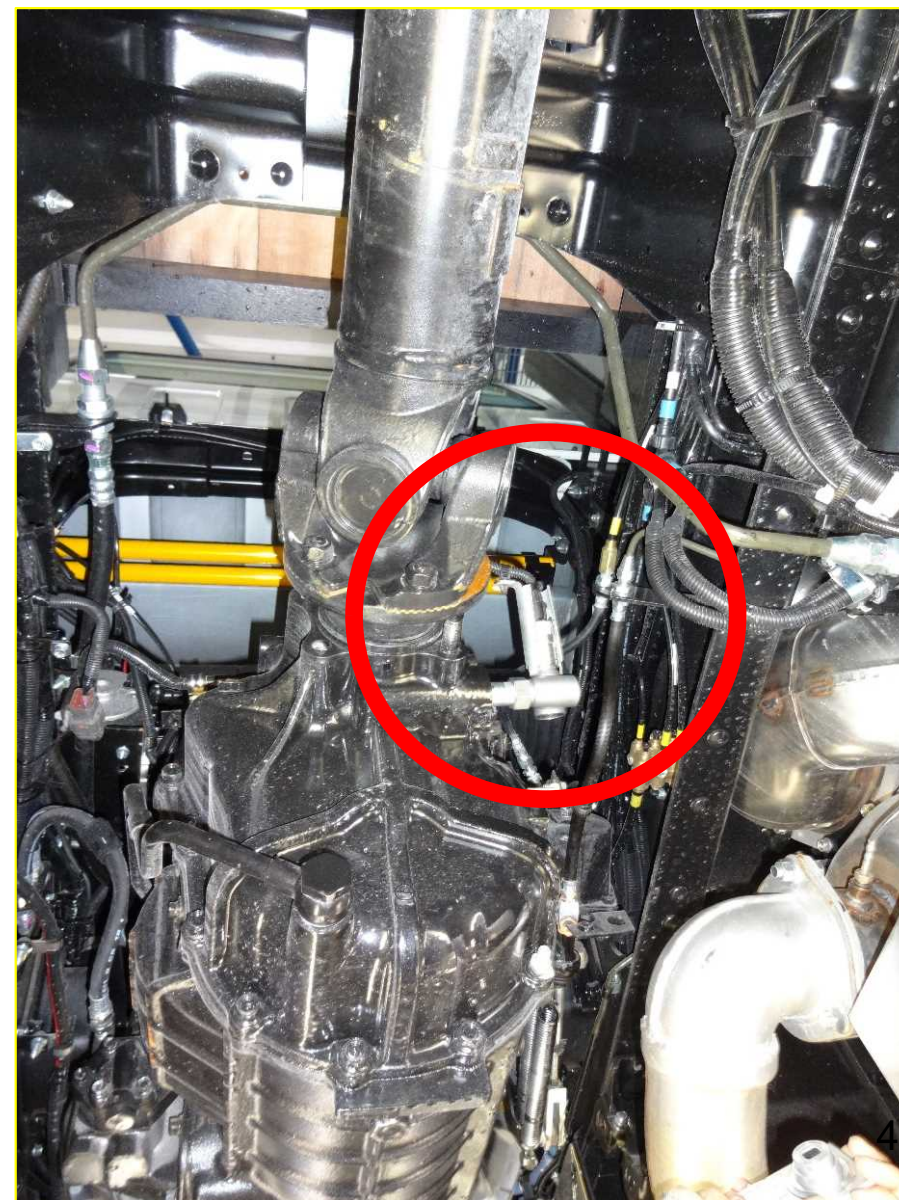
指定の尿素水以外の液体を補給したとき点灯します。取扱説明書をご確認ください。



■添加システムウォーニング

尿素水添加システムに異常が発生すると点灯します。ただちに整備工場に連絡してください。

Lジョイント



運転者の視野遮へい物の 装着禁止について

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等が令和2年1月31日付けで改正され、運転者の視野の一部を遮へいする板状のものに関する装着禁止規定が明確化されました。

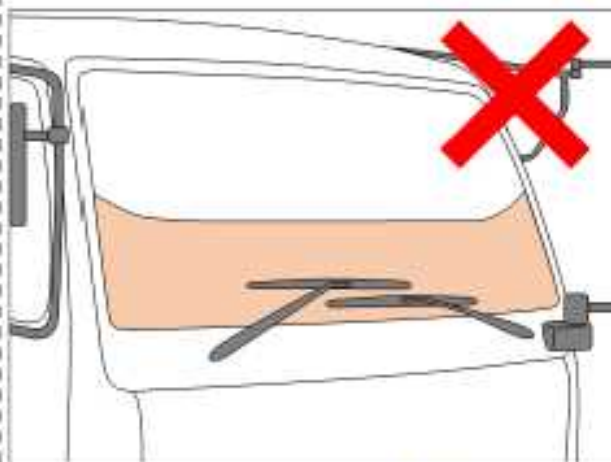
これらについては、令和2年1月31日以降、自動車の製作された日を問わず次に掲げる自動車に適用されますのでお知らせします。

■対象となる自動車

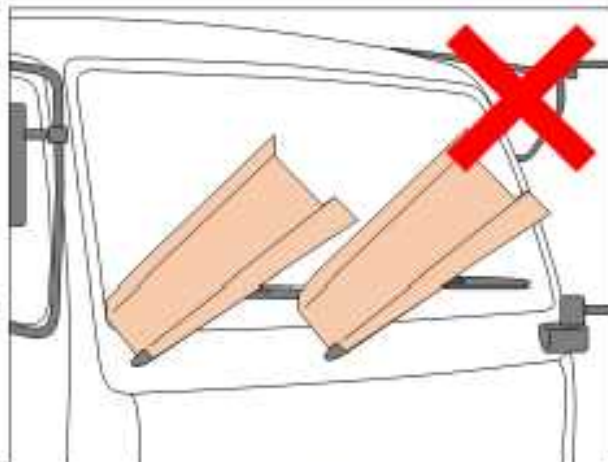
- 乗車定員11人以上の乗用自動車
- 車両総重量3.5t超の貨物自動車
- 大型特殊自動車

■装着していると基準不適合となる板状のもの例

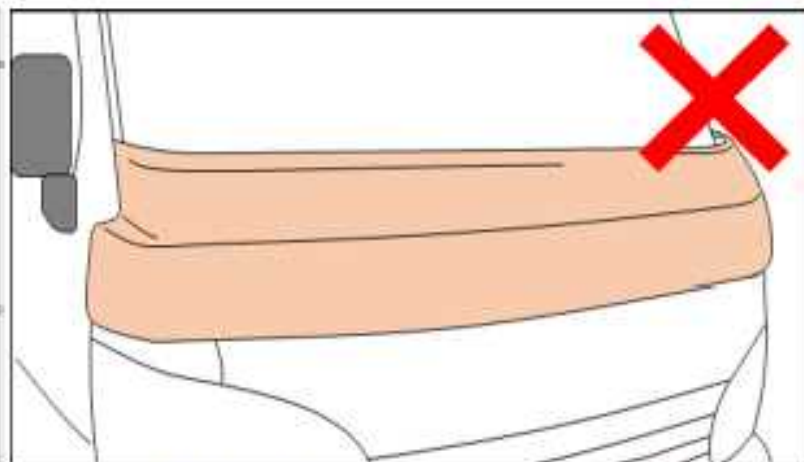
- 前面窓ガラス下部に装着するもの（窓ガラスへの接触状態を問わず）
- ワイパーに取付ける羽
- ワイパーを保護するカバー類



※窓ガラス下部の板



※ワイパー羽



※ワイパーを保護するカバー類

自動車のリコール・不具合情報



クルマの不具合情報をお寄せ下さい
自動車不具合情報
ホットライン

皆様の声は、メーカーがきちんとリコールしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用します。

入力フォーム 【自動車本体と特定後付装置(タイヤ・チャイルドシート)について入力いただけます】

自動車本体
こちらをクリック

タイヤ・チャイルドシート
こちらをクリック

フリーダイヤル **0120-744-960**
(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

自動音声受付 **03-3580-4434**
(年中無休・24時間)

【ご注意】商品性や金銭に関わる問い合わせは受付対象外です。詳しくはよくあるお問い合わせをご覧ください。

- ・ リコール情報検索
- ・ 不具合情報検索
- ・ 不具合情報ホットライン
- ・ 事故・火災情報検索

ルール厳守で道路を守ろう!!

積み過ぎ禁止!

重量オーバーの車両は道路や橋をすごく痛めます

重量物を運ぶ特殊な大型車両は、許可が必要

重量オーバーの車両が事故を起こしたら、重大事故に

ルールを守って、道路や橋を守りましょう

「積める重さ」と「運べる重さ」は違います

道路や橋には重さの制限があります

重量オーバー、道路や橋の大敵です

ルールを守って「道路」を守ろう 1

「特殊車両通行許可申請」をしてください。

ルールを守って「道路」を守ろう 2

建設機械は分割してください。道路法の上取値などの一般制限値を超えないように、分割しましょう。

ルールを守って「道路」を守ろう 3

取締の強化、道路管理者や警察などで連携して対策を強化しています。地域全体で大型車の適正通行が進むよう、協議会をつくって対策を強化しています。

ルールを守らないと 1

道路法や道路交通法違反です。運転手だけでなく運送業者にも罰金、許可取消も。

取消

ルールを守らないと 2

重量が基準の2倍以上の悪質違反者は、即時告発の対象となります。

ルールを守らないと 3

荷主が違反に関与した場合は、荷主に「警告」、主体的に関与すれば「荷主勧告」に至り、荷主の名前が公表されます。

軸重…左右のタイヤを支える車軸にかかる重量を「軸重」といいます。軸重が、制限値の10トンを2割超えるだけで、舗装への影響は2倍、橋梁への影響は9倍になります。

「積める重さ」と「運べる重さ」はちがいます。…「積める重さ」は最大積載量（道路運送車両法）、「運べる重さ」は橋などの道路構造物の重量制限（道路法）です。だから、通行経路によっては最大積載量の荷物を積むことができません。

+ + = **車両総重量**

車両重量 最大積載量 乗車定員の重量

車両総重量18tまでの車が通行可能です。

一部の違法な重量超過車両によって、道路は大きなダメージを受けています。

道路や橋には重さの制限があります。

橋や道路がつくられた時期や構造はさまざま。耐えられる重量もみんなちがいます。「これ以上重い車両は耐えられない」という限界の重さ（重量制限）が橋や道路それぞれにあり、それを超えた重量の車両が通行すると、橋や道路に大きなダメージを与えます。

ダメージを受けたら→補修工事→通行規制で渋滞発生。

ダメージを受けた橋や道路は補修工事しなければなりません。工事をするときには通行規制をするなど、渋滞の原因をつくってしまいます。

軸重20トン車は軸重10トン車の約4,000台相当のダメージ

軸重10トン車4,000台分

軸重20トン車 =

軸重20トンの車1台が道路橋の劣化に与える影響は、10トン車の約4,000台に相当します（国等が実施した実験結果）。また、道路橋の劣化の約9割以上は、重量を違法に超過した全走行車両のわずか0.3%の大型車両が引き起こしています。



大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

会員
 (一社)大阪府トラック協会、(一社)京都府トラック協会、(一社)兵庫県トラック協会、(一社)全国クレーン建設業協会大阪支店、(一社)全国クレーン建設業協会兵庫支店、大阪府警本部、京都府警本部、兵庫県警本部、近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪府、京都府、兵庫県、大阪市、堺市、京都市、神戸市、西日本高速道路(株)関西支社、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) (順不同)

オブザーバー
 (公社)関西経済連合会、近畿管区警察局 (順不同)

積み過ぎ禁止!
 ルールを守りましょう!!

●お問い合わせ 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会事務局 (近畿地方整備局 道路部 交通対策課)
 TEL 06-6942-1141 (H) FAX 06-6942-3911

●アンケートはこちら URL : https://www.kkr.mlit.go.jp/road/oogatasya_teikeiseika_kyouyukai/09a&0000460u0.html?channel=

新しいクルマに、新しい車検がはじまります

クルマの電子装置の 故障をみつけます

OBD 検査
ポータルサイト



令和6年10月より、車検に「電子装置の検査」(OBD 検査)が追加されます

OBD 検査は、法令により義務付けられています

OBD 検査や故障が見つかった場合の修理には費用がかかります

OBD 検査・OBD 確認は検査場または国の指定・認証を受けた整備工場



◀ OBD 検査の対象となる車は車検証の備考欄に「OBD 検査対象」と記載があります

※OBD 検査の対象となる車：令和3年10月(輸入車は令和4年10月)以降のフルモデルチェンジ車

大型自動車（事業用・自家用）に乗られる皆さんへ

重大事故を防ぐため、適切な点検整備の実施を!

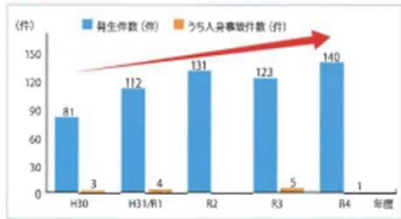
大型自動車は、事故が起こると重大な被害につながりかねません。

日頃の点検整備を徹底し、安全な車社会の形成にご協力をお願いいたします。



大型自動車の車輪脱落事故

事故件数は、近年増加



歩行者にぶつかれば 重大事故になりかねません



車輪脱落事故啓発動画より (R2, 国交省作成)



車輪脱落のことが詳しくわかります



動画 URL

以下に特にご留意を!
※ISO規格の例のみ示しています

日常点検時

増し締め

きちんと締め付けを行っても、走行すると初期なじみにより締め付け力が低下します。50～100キロほど走行したら、規定トルクで増し締めを。



ゆるみの確認

いずれかの方法で、緩みがないか日常的に確認しましょう。

打音点検

○点検ハンマ



ナットが締る方向に叩く

目視点検

○ホイール・ナットへのマーキング

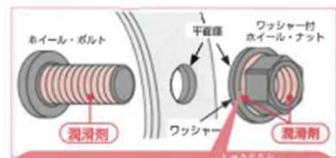


○ホイール・ナットの回転を指示するインジケータ類の装着

車輪装着時

清掃・潤滑剤の塗布

十分な締め付け力を得るため、各部を清掃後、赤色の箇所に潤滑剤（エンジンオイル等）を薄くぬってください。



ナットとワッシャーの間（擦動部）に、潤滑剤を忘れず塗ってください!

清掃し、潤滑剤を塗布してもスムーズに回転しない場合は、ナットを交換してください。



劣化がひどいものは交換を!

車両火災事故



事故はバス・トラックともに発生していますが、特にバスでは、乗客を巻き込む重大事故につながりかねません
下記のような前兆が見られたら速やかに停車し、異常の有無を確認してください

車両火災のことが詳しくわかります
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-3/>



異常箇所	症状
加速	普段より加速しづらい・減速しやすい
ブレーキの効き	普段より効きづらい
振動	ハンドルが異常に振動したり、ハンドルを取られたりする
音、臭い	聞き慣れない音がする ゴムや樹脂が焼けたような臭いがする
煙	白煙や黒煙が発生している
電気機器	異常な作動を起こしたり、ヒューズが切れたりする
警告灯	警告灯が点灯する、警報ブザーが鳴る

大型自動車の点検整備・車検と事業用自動車の行政処分



行政処分基準 (令和2年3月時点)

① 日常点検の未実施

<初違反>: 警告 ~ 5日 × 違反台数
<再違反>: 3日 ~ 10日 × 違反台数

② 定期点検整備の未実施

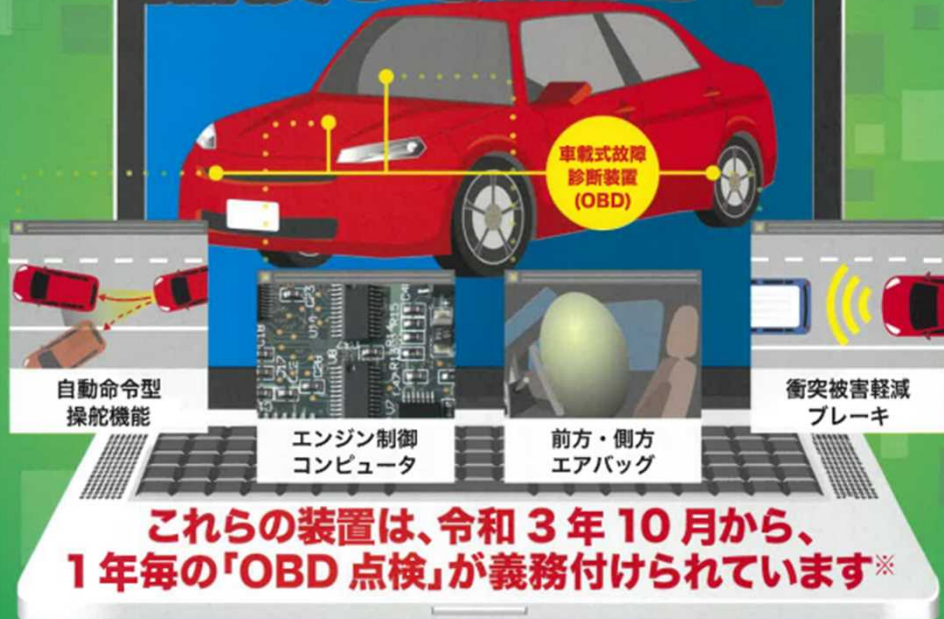
<初違反>: 警告 ~ 10日 × 違反台数
<再違反>: 5日 ~ 20日 × 違反台数

■ 推進: 国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■ 後援: 内閣府 警察庁 環境省
■ 協力: 独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構
一般社団法人 日本自動車工業会 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車工業会

● 自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。点検・整備 www.tenken-seibi.com



くるまのコンピュータ 点検してありますか？



これらの装置は、令和3年10月から、
1年毎の「OBD点検」が義務付けられています※

※大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車は対象外

OBD点検の概要



「スキャンツール」をOBDポートに接続し、「OBD」が記録している、各種装置の故障の有無や作動状況（故障コード）を読み出します。これにより、装置が正常に作動しているかを確認することを、「OBD点検」と呼んでいます。

「車載式故障診断装置(OBD)」とは…

車両に搭載されたコンピュータにより制御される各種装置の状態を監視するとともに、故障の有無を自己診断し記録する装置。

「スキャンツール」とは…

OBDに記録される各種装置の故障の有無・作動状況を読み出し、安全に走行できる状態であることを確認する機器。



エンジンやABS※等、従来から搭載されている装置も、ほとんどが電子的に制御・管理されるようになっていますが、装置の不具合により下記のような事故が起きています

※ABS(アンチロックブレーキシステム)は、急ブレーキの際にタイヤが完全に止まり滑って制御が効かない状態(ロック状態)になるのを防ぐため、ブレーキにかかる油圧(効き具合に直結)をコンピュータで制御するシステムのこと

事故の概要

走行中急ブレーキをかけたところ、一度はABSが作動したがすぐに機能が停止し、十分に減速ができず、ハンドル操作も効きづらくなったため、側壁及び道路標識に衝突した



調査の結果

スキャンツールをつないだところ、ブレーキオイルの油圧低下の故障コードが検出された。油圧低下によりABSが作動を停止してタイヤがロック状態となり、ブレーキ性能を十分に発揮できなかったことで事故につながったと推定される



このような不具合は、OBD点検により事前に検知し、整備することが可能です。地方運輸局の認証を受けた整備工場ですキャンツールを使用した

OBD点検を受けましょう!

※診断の対象となる識別表示を目視により点検する方法でも可能

認証を受けていることを示す看板



ご不明点があれば、最寄りの運輸支局へお問い合わせください。



自動車事故報告書について

＜自動車事故報告規則 第2条（11）＞

○「自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの」については、事故報告書の提出が必要です

※ 運行できなくなったものとは

装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、運行を再開できなかったもの及び乗務員以外の修理等により運行を再開したもの

整備管理者に関する届出について

(1) 選任届 … 15日以内

整備管理者を新しく選任した場合等

(2) 変更届 … 15日以内

整備管理者をAからBに変更した場合、
会社・営業所の名称が変わった場合等

(3) 廃止届 … 30日以内

営業所を廃止した場合等

※ 各種届出は営業所ごとに必要です

[近畿運輸局について](#)[情報公開](#)[各種手続](#)[試験・免許](#)[表彰](#)[入札・契約](#)[採用情報](#)[交通アクセス](#)

輸送の安全



- ▶ **自動車の安全と環境**
- ▶ 運輸の安全と環境
- ▶ 運輸安全マネジメントに係る義務付け対象者の拡大
- ▶ 運輸事業者の安全担当者向け運輸安全マネジメントセミナーについて
- ▶ 「認定セミナー」開催情報

観光

公共交通
物流

鉄道

バス
タクシー
トラック自動車
検査・登録船舶の検査
登録・測度海運
船舶
船員

行政処分



データ・統計



輸送の安全



ご静聴

ありがとうございました。

令和5年度 整備管理者選任後研修受講証

氏名	
生年月日	
事業者名	

令和5年4月1日

近畿運輸局京都運輸支局長

NO. 000



- 受講証は名刺サイズとなります。
- 氏名・生年月日・事業者名をご確認ください。